

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に係る質問・回答一覧表

根拠資料	[1] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について https://www.mhlw.go.jp/content/000762246.pdf
	[2] 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について https://www.mhlw.go.jp/content/000762252.pdf
	[3] 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 https://www.mhlw.go.jp/content/000759622.pdf
	[4] 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 https://www.mhlw.go.jp/content/000759620.pdf
	[5] 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2(令和3年4月8日) https://www.mhlw.go.jp/content/000766855.pdf

令和3年度報酬改定に係る質問内容について、サービス名等を選択の上、入力してください。(選択項目は「リスト」シート参照)					
No.	サービス名 を選択↓	横断的事項の場合は、事項を選択↓	質問内容(自由記載)	回答	根拠資料
1	17.就労継続支援A型		報酬改定の概要・(4)就労継続支援A型(P46) ②評価内容の公表について、『事業所のホームページ等』『インターネットの利用その他の方法』とありますが、障害福祉サービス等情報公表システムWAMNETでの公表は可能でしょうか？ 可能な場合、WAMNETのシステムも対応可能になるのでしょうか？ 自社のホームページ作成が必要なのでしょうか？	公表方法については、原則、事業所のホームページ等インターネットを利用した公表方法を想定していますが、インターネットの利用以外で想定している方法は次のとおりです。 ・市町村等が発行する情報誌への掲載(佐世保市としては困難) ・当該就労継続支援A型事業所等及び関係機関等での掲示 このほか、就労継続支援A型の利用を希望している障がい者等第三者に対して広く情報発信できる方法。 情報公表システムの対応については、今年度公表可能となる改修予定はないようです。	障発0330第5号 令和3年3月30日 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(P.13) 3 公表
2	17.就労継続支援A型		(別紙4)就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について V地域連携活動 評価方法とは → 『当該取り組みをまとめた報告書』に、連携先である地元企業から意見や評価をもらい、インターネットの利用その他の方法で公表するということ間違いないでしょうか？ 連携先の捺印等が必要でしょうか？ 様式は任意でしょうか？	お見込みのとおりです。 報告書については所定の様式が定められており、連携先の捺印等は不要です。 右記通知文及び厚生労働省のホームページよりご確認ください。	障発0330第5号 令和3年3月30日 厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について https://www.mhlw.go.jp/content/000762258.pdf 厚生労働省ホームページ その他【別紙】公表様式・地域連携活動報告書 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html
3	17.就労継続支援A型	13.その他	就労継続支援A型については、基本報酬の算定に係る大幅な見直しを実施されました。本制度改正に伴い、算定に係る届出書が間に合わなかった場合の特例措置はあるのか、御教示下さい。	本市における届出書の提出期限は、令和3年4月15日(木)までとしています。 それ以降に提出があった場合は6月からの算定となります(指導監査課へ確認済)。 提出についてのご相談は指導監査課へお願いします。	
4	17.就労継続支援A型	13.その他	施設外就労加算が廃止されたが、当該就労自体は、引き続き実施していくこととされました。この場合、厚労省の関係文書(「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」)示された実施要件(「緊急時の対応」等)のうち、いずれを継続して実施することとなるのか、御教示下さい。	施設外就労(企業内就労)については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の2(2)①の記載のとおり、アからオまでいずれも満たす場合に対象になります。 詳細は右記通知文をご確認ください。	障発0330第2号 令和3年3月30日 就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)における留意事項について(12枚目) 2 報酬請求に関する事項について (2) 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援
5	18.就労継続支援B型	13.その他	新設 地域協働加算について 例として地域で開催されるイベントの参加、公共施設や公園等の清掃活動等があげてありますが、その他の地域企業施設での清掃活動等は該当しないのでしょうか。(高齢者施設等)	就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している事業所で、以下の条件を満たす場合は該当します。 ①地域住民、地元企業、自治体その他の関係者と協働した取り組みであること ②生産活動収入が発生するもの ③活動内容についてインターネット等により公表すること 詳細は、留意事項にてご確認ください。	[1]の留意事項(P.246～248) (5)就労継続支援B型サービス費 ⑭ 地域協働加算

6	18.就労継続支援B型	13.その他	基本報酬の報酬体系が二つの類型になりますが、施設の状況に合わせて、どちらの類型を選んでもいいのでしょうか？	お見込みのとおりです。 事業所ごとに選択することになっています。	[3]の概要(P.48) (4)就労継続支援B型 ① 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化
7	18.就労継続支援B型	13.その他	在宅就労については、新しい生活様式を見据え、常時の制度とされました。これに伴う運営規程の変更については、届出が間に合わなかった場合の特例はあるのでしょうか。また、市から示されていた在宅就労に伴う提出書類は、従来どおりの形成でよろしいのでしょうか。御教示下さい。	運営の規程変更については変更した日から10日以内に指導監査課に届出が必要です。 在宅就労を行う可能性がある場合は、在宅の利用者がいなくても変更可能ですので、事前に変更の届け出をご提出いただきますようお願いいたします。 また、障がい福祉課への届け出や報告書については、令和2年7月14日の事務連絡の内容のとおりです。今後変更等ありましたら、お知らせいたします。	
8	15.就労移行支援	13.その他	新設 支援計画会議実施加算について。 説明によると、サービス開始時の担当者会議やハローワーク、障害者就業・生活センター等を交えたケース会議等を実施とありますが、3ヶ月に1度の相談支援事業所とのモニタリング会議も該当するのでしょうか。	右記の[1]の留意事項に記載された有識者を交えたケース会議を開催し、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成や見直しを行った場合は、加算を算定する事業所が主催でない場合も加算の対象となります。	[1]の留意事項(P.221～222) (4)就労継続支援B型 ⑩ 支援計画会議実施加算について [5]のQ&A LOL.2(P.5)問16 (支援計画会議実施加算・定着支援連携促進加算⑤)
9	11.共同生活援助	13.その他	重度障害者支援加算の必須書類に対象者の障害者手帳の写しとあるが、知的障害者の場合は、療育手帳なのか、また受給者証の写しなのかわかりません。 行動障害を有する者に係る支援計画シート等の写しとあり、△となっているが、提出の条件を教えてください。また、対象の利用者の方が増えた場合、その都度支援計画シート等の写しは提出が必要になるのか、さらに提出先は障害福祉課でよいのか教えていただきたいです。	重度障害者支援加算の必須書類について訂正しておりますので、今後申請をされる際には以下のとおりをお願いします。 ①指導監査課へ確認 以下の書類をもって当該加算要件に該当しているか確認をしてください。 ・研修修了証の写し ・重度障害者支援加算の対象であることが分かる書類 ・支援計画シートの写し ・人員配置の分かる書類 ⇒該当している場合は、②の手続きに進んで下さい。 ②障がい福祉課へ以下の書類を提出 ・障害福祉サービス支給変更申請書(様式7号) ・支援計画シートの写し ⇒対象者を確認後、「重度障害者支援加算」と記載された受給者証を発行します。 ③指導監査課へ以下の書類を提出 ・重度障害者支援加算に係る届出書(共同生活援助) ・研修修了証の写し ・重度障害者支援加算の対象であることが分かる書類(受給者証の写し等) ・支援計画シートの写し 算定は、③までを15日までに提出された場合は翌月から、16日以降に提出された場合は翌々月からとなります。 対象の利用者が増えた場合は、その都度変更申請書(様式7号)と支援計画シートを障がい福祉課へ提出していただく必要があります(受給者証へ記載するため)。	[1]の留意事項(P.305～306) (8)共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 ⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて(二)
10	11.共同生活援助	13.その他	重度障害者支援加算(Ⅱ)は支援区分4以上行動点数10点以上の方が対象になるという解釈に間違いはないか教えていただきたいです	重度障害者支援加算(Ⅱ)の対象者は、お見込みのとおりです。 その他、算定にあたって要件がありますので、詳細は留意事項をご確認ください。	[1]の留意事項(P.305～306) (8)共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 ⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて(二)
11	11.共同生活援助	13.その他	強度行動障害体験加算という強度行動障害は、支援区分4以上行動点数10点以上の方が対象になるという解釈に間違いはないか教えていただきたいです。	強度行動障害者体験利用加算の対象者は、障害支援区分認定調査における行動関連項目の合計が10点以上の者で、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者、となっています。 障害支援区分についての要件はありません。	[1]の留意事項(P.313) ② 強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて

12	11.共同生活援助		「共同生活援助」の「重度障害者支援加算」について 「生活介護」に「重度障害者支援加算」との併給は可能か。	共同生活援助の重度障害者支援加算と生活介護の重度障害者支援加算の併給は可能です。 算定にあたっては、各々の算定要件を満たしていることをご確認ください。	[1]の留意事項(P.111～113) (6) 生活介護サービス費 ⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて [1]の留意事項(P.303～306) (8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 ⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて
13	25.放課後等デイサービス	13.その他	障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表 (R3～) の障害児状態等区分の区分は別紙3の報酬算定区分3時間以上に該当の場合は区分1と判断してよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。	
14	25.放課後等デイサービス	13.その他	専門支援加算について、児童指導員3年常勤1人、保育士3年1人、保育士5年以上1人(基準配置、児童指導員+保育士3年 加配加算5年以上を配置)の場合には児童指導員等加配加算と専門的支援加算が(5年以上保育士)算定可能でしょうか？	放課後等デイサービスにおける専門職支援加算は保育士を除くとありますので、児童指導員等加配加算は算定できません。 専門職支援加算は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で1以上配置した場合に算定可となります。	[2]の留意事項(P.83) (3) 放課後等デイサービス給付費 ③ 専門的支援加算の取扱い [4]の主な改定内容(P.13) 放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
15	25.放課後等デイサービス	13.その他	厚生労働省の見解として令和33月31日Q&A VoL. 1. 1.(1)加算等の届出に関して4月15日までに間に合わなくても4月中に受理された場合は4月に遡って加算算定となっているが、佐世保市指導監査課からのメールでは15日必着の記載しかないがどちらが正しいのでしょうか？	本市における届出書の提出期限は、令和3年4月15日(木)までとしています。 それ以降に提出があった場合は6月からの算定となります(指導監査課へ確認済)。 提出についてのご相談は指導監査課へお願いします。	
16	25.放課後等デイサービス	13.その他	説明会の代わりにメールでの質問になっていますが、質問に対する回答が5日以降の分に関しては15日の締め切り後にしか回答がされないようになっていますが、メール以外での電話にての質問等にも応じてもらえるのでしょうか？	5日以降の質問についても、電話ではなく質問票にてお願いします。 回答については、質問された事業所へ随時回答することとし、28日(水)に回答一覧表を事業所へ送付・ホームページへ公開することとします。 厚生労働省等へ確認を要するものは、時間がかかる場合があります。	
17	1.サービス横断的事項	1.地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実	拠点協力による、機能連携加算を取得したいのですが、佐世保市としての 拠点開始時期 共同による機能強化型の考え方 (例えば、自由に共同、委託を中心に共同、地区ごとに共同など) について教えてください。	後日回答します。	
18	20.障害児相談支援		機能強化型サービス費 I について 現在特定事業所加算 II を取得しています。 機能強化型サービス費 I の算定要件として、現行の特定事業所加算 II の要件を満たすこととなっている為、機能強化型サービス費 I の届け出を予定しています。		[2]の留意事項(P.119～127) 1 障害児相談支援費の算定について ③ 機能強化型障害児支援利用援助費(機能強化型継続障害児支援利用援助費)の取扱いについて
19	19.計画相談支援		現在以下の人員配置で特定事業所加算 II を取得している為、問題ないと思われませんが、機能強化型体制に係る届出書(相談支援)(別紙45)の相談支援専門員の配置状況は、常勤専従3人、常勤兼務1人となるでしょうか。 (当事業所の配置状況) ①現任研修修了者:4名(4名中・4名) ②相談支援専門員3名:常勤・専従 ③相談支援専門員1名:相談支援事業所管理者・同一敷地内の放課後等デイサービス・就労移行支援事業所(多機能)の管理者兼務	お見込みのとおりです。	[1]の留意事項(P.327～335) 1 計画相談支援費の算定について ③ 機能強化型サービス利用支援費(機能強化型継続サービス利用支援費)の取扱いについて